③ 笠間市残土条例・施行規則が改正されます

笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(笠間市残土条例)・施行規則が改正され、4月1日(月)から施行されます。

土地の埋立て等を行う方は、改正内容を十分にご確認いただき、ご理解のうえ、手続きをお願いします。

[主な改正内容]

○条例適用の下限面積を撤廃

現行:500以上5,000㎡未満→改正後:5,000㎡未満すべて

※5,000m以上はこれまでどおり県が所管となります。

※適用除外となる事業があります。

○埋立て等に使用できる土砂等の制限

事業に使用する土砂等は、茨城県内で発生したものであり、一時保管場所や仮置き場等を経由しないものに制限します。

○土砂等の性質に関する基準に水素イオン濃度指数(pH)の追加

周辺環境に悪影響を及ぼすおそれのある酸性土壌やアルカリ性土壌であるかの判断をするため、埋立て等に使用する土砂等の性質の基準に水素イオン濃度指数 (pH (ペーハー)) 基準 (4.0以上9.0未満※) を新たに設けます。

※地盤工学会基準 JGS 0211-200*「土懸濁液のpH試験方法」を根拠

○許可申請の際の欠格事項の強化

許可申請をする事業主及び工事施工者の欠格基準に、暴力団員、破産者、禁固以上の刑を受けた者等の要件を追加します。

問 環境保全課(内線127)

4 土地・家屋価格等縦覧帳簿および名寄帳の閲覧を行います

縦覧とは、自己資産の評価が適正かどうかを判断するために、市内のすべての土地・家屋の価格をご覧いただくことができる制度で、4月1日(月)から第1期の納期限まで縦覧することができます。

期間 4月1日(月)~5月7日(火)(土日・祝日を除く)

時間 午前8時30分~午後5時15分(水曜日は本所のみ午後7時30分まで)

場所 笠間市役所本所 税務課、笠間支所・岩間支所の地域課

縦覧できる方 市内に土地および家屋を所有する者、納税管理人、相続人(所有者が死亡している場合)等

持参するもの 本人確認ができるもの(免許証、マイナンバーカード等)の他、次のものをお持ちください。

所有者、納税管理人	納税通知書および課税明細書・・・・①
所有者等の代理人	①または委任状 (委任者の押印があるもの)
法人の社員	①または法人の印が押された委任状
所有者の相続人	①または相続関係が確認できる書類

※手数料は無料です。

※縦覧帳簿のコピーはできません。

※縦覧期間中は、名寄帳の閲覧および交付については、無料となります。

問 税務課(内線110)